

# 宮崎県豚熱防疫対策本部会議

日時：令和8年4月9日  
午後2時から  
場所：県庁講堂

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議事項

都城市における豚熱野外株を否定できない事例の発生について

4 閉会

# 都城市における豚熱野外株を否定できない事例について

令和 8 年 4 月 9 日  
畜 産 局

## 1 農場の概要

所在地：都城市

飼養状況：一貫 約 5,500 頭（うち子豚約 3,000 頭）

## 2 発生の経緯

- (1) 4月8日午後4時10分、都城家畜保健衛生所が当該農場から異常家畜の通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 4月8日午後6時30分、都城家畜保健衛生所が当該農場において臨床検査を実施したところ、下痢などの症状を確認。
- (3) 4月9日午前7時、宮崎家畜保健衛生所へ持ち込んだ検体を PCR 検査し、豚熱陽性を確認したため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（国の検査機関）に検体送付を決定。

## 3 今後の対応

- (1) 緊急的な措置として、確定検査結果が判明するまでの間、以下の対応を実施。
  - ① 当該農場の飼養豚、豚糞の持ち出しの禁止
  - ② 周辺農場の飼養状況の確認
- (2) 県対策本部総括企画部・班長会議の開催
- (3) 疑い事例のプレスリリース（第1報：9日12時30分）
- (4) 県対策本部会議の開催、会議終了後、記者レク
- (5) 庁内動員予定者及び人材派遣会社への対応依頼
- (6) 消毒ポイント設置箇所の選定（1km 地点）
- (7) 農林水産省による患畜の判定（10日11時）、すみやかな防疫措置の実施  
※判定がワクチン株の場合は防疫措置の対応はなし
- (8) 畜産関係団体、市町村担当者等を対象とした緊急防疫対策会議の開催
- (9) 生産者に対する飼養衛生管理（防護柵の点検・消毒強化等）の徹底・早期通報の指導強化
- (10) ホームページ、県防災メール等を活用した情報発信の強化

## 4 周辺3km・10km 圏内の農場

3・10km 圏の状況は以下のとおりだが、ワクチン接種地域のため制限区域の設定は不要。

（当該農場以外の農場での搬出制限等はない）

区 域	農場数	飼養頭数
～3km 圏内	7 戸	28,425 頭
3～10km 圏内	36 戸	81,361 頭
合 計	43 戸	109,786 頭

# 防疫方針

- ① 殺処分は4日以内に完了する
- ② 埋却は5日以内に完了する
- ③ 自衛隊への災害派遣は要請しない
- ④ 殺処分は、患畜の確定後、直ちに発生豚舎から開始する
- ⑤ 殺処分した豚の死体に加え、全豚舎の豚糞、飼料は埋却処分とする

なお、豚糞等の埋却が困難な場合は、県本部総括・企画部に相談の上、堆肥舎等に封じ込めること

- ⑥ 消毒ポイント（1km）については、患畜確定後、直ちに運営を開始し、その期間は防疫措置完了までとする